令和７年度PMH（医療費助成）先行実施事業
自治体向けシステム改修概要説明

自治体・医療機関等をつなぐ情報連携システム（Public Medical Hub：PMH ）によるデジタル化

デジタル庁　国民向けサービスG （健康・医療・介護班）

デジタル庁
Digital Agency

更新履歴

v 1.0	初版作成
v 1.1	P3：『別紙「PMHマスタレイアウト・仕様説明」』を『【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明』に変更 P3：『PMH地単公費マスタ』を『PMH地単・国公費マスタ』に変更 P4：『自治体から連携される所得区分から、紐づく所得区分のコードをレセコンに連携』を『自治体から連携される所得区分を、PMH制度マスタに登録された所得区分のコードに変換して、レセコンに連携』に変更
v 1.2	P7：『マスタ更新時における登録フロー』ページを新規追加
v 2.0	形式修正 P3：CSVでの配布についても追記 P7：『マスタ更新時における登録フロー』ページを差替

PMHにおける制度関連のマスタについて

- PMHにおいて制度関連のマスタとして下記の3マスタを整備する。
- 以下のマスタの整備にあたり、自治体システムベンダー様に情報提供を頂きたい。
- マスタは「医療機関等ONS」「デジタル庁HP」を通じてExcel及びCSV形式でレセコンベンダーに共有する。
- 仕様・レイアウト、自治体システムベンダーに情報提供をお願いしたい項目、レセコンベンダーへの公開項目は、【別紙】PMHマスタレイアウト・仕様説明を参照）

マスタ	概要
PMH制度マスタ （所得区分）	• 各自治体・制度における所得区分とPMHからレセコンに連携される所得区分の紐づけを管理するマスタ • 自治体から連携された医療費助成対象者情報における所得区分をコード化し、レセコンに連携
PMH制度マスタ （所得区分以外）	• 所得区分以外で、医療機関等職員による医療費助成の負担金計算等に必要な各制度で定められた各種追加条件の情報を管理するマスタ
PMH地単・国公費 マスタ	• 自治体システムからの連携データ項目の縮減及びこれに伴う自治体システムの改修負荷の軽減を目的に、個人の属性に依らず当該証において、連携情報が一意となる情報をマスタ化 • マスタに設定された当該自治体・制度における項目は、PMHに連携することなく、マスタ情報を参照の上、情報をレセコンに連携

PMH制度マスタ（所得区分）の利用イメージ

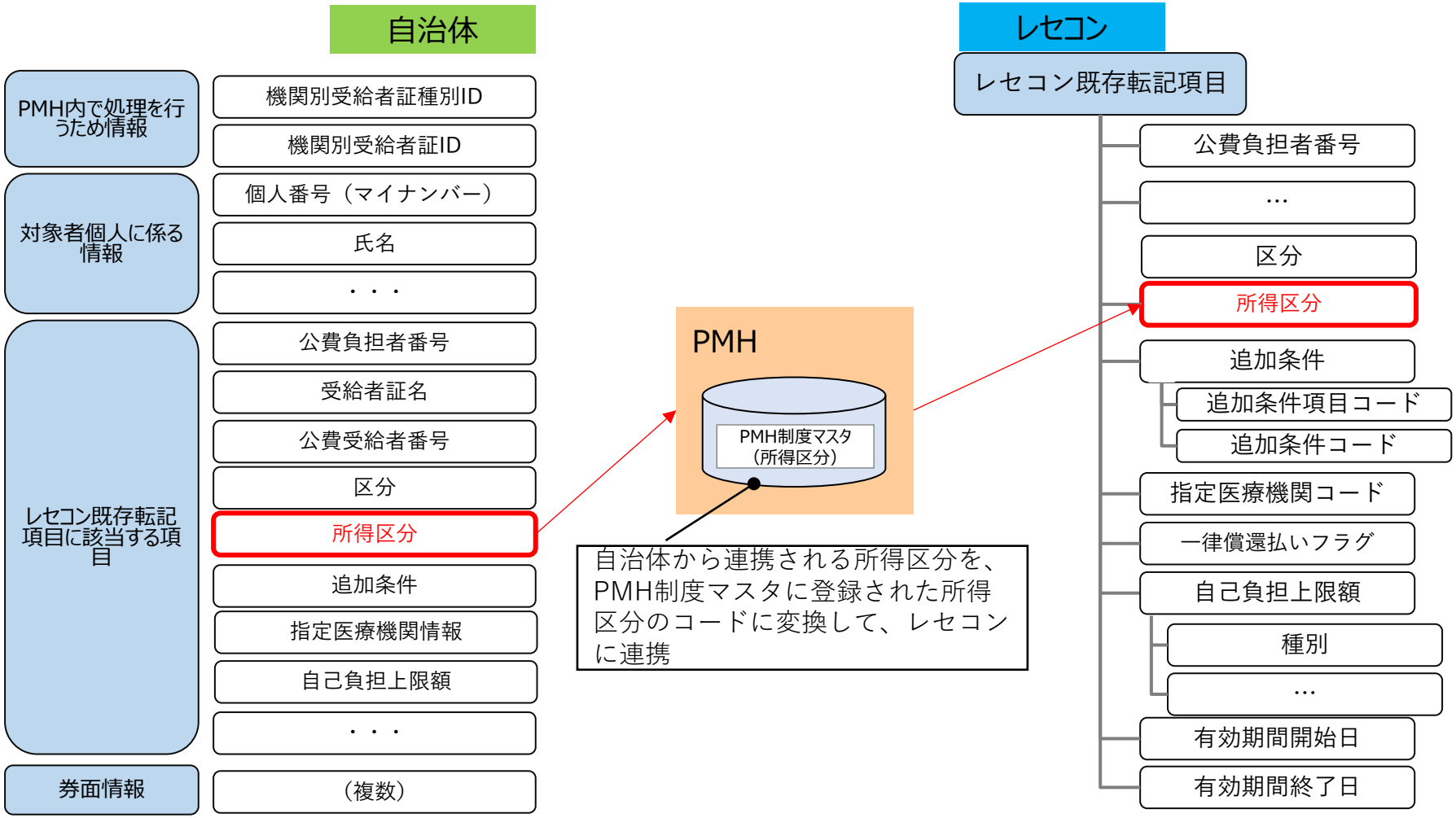

PMH制度マスタ（所得区分以外）の利用イメージ

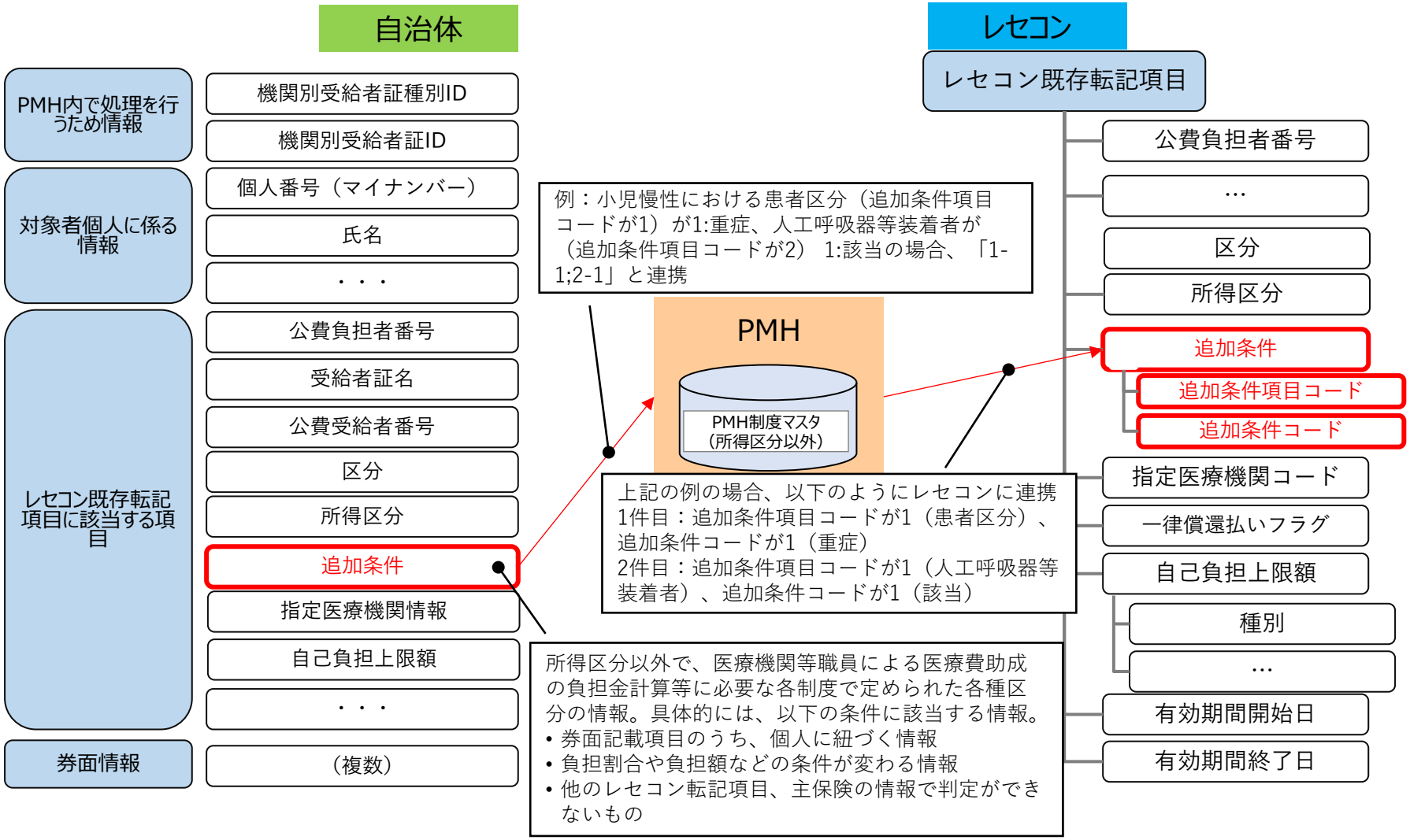

PMH地単公費マスタの利用イメージ

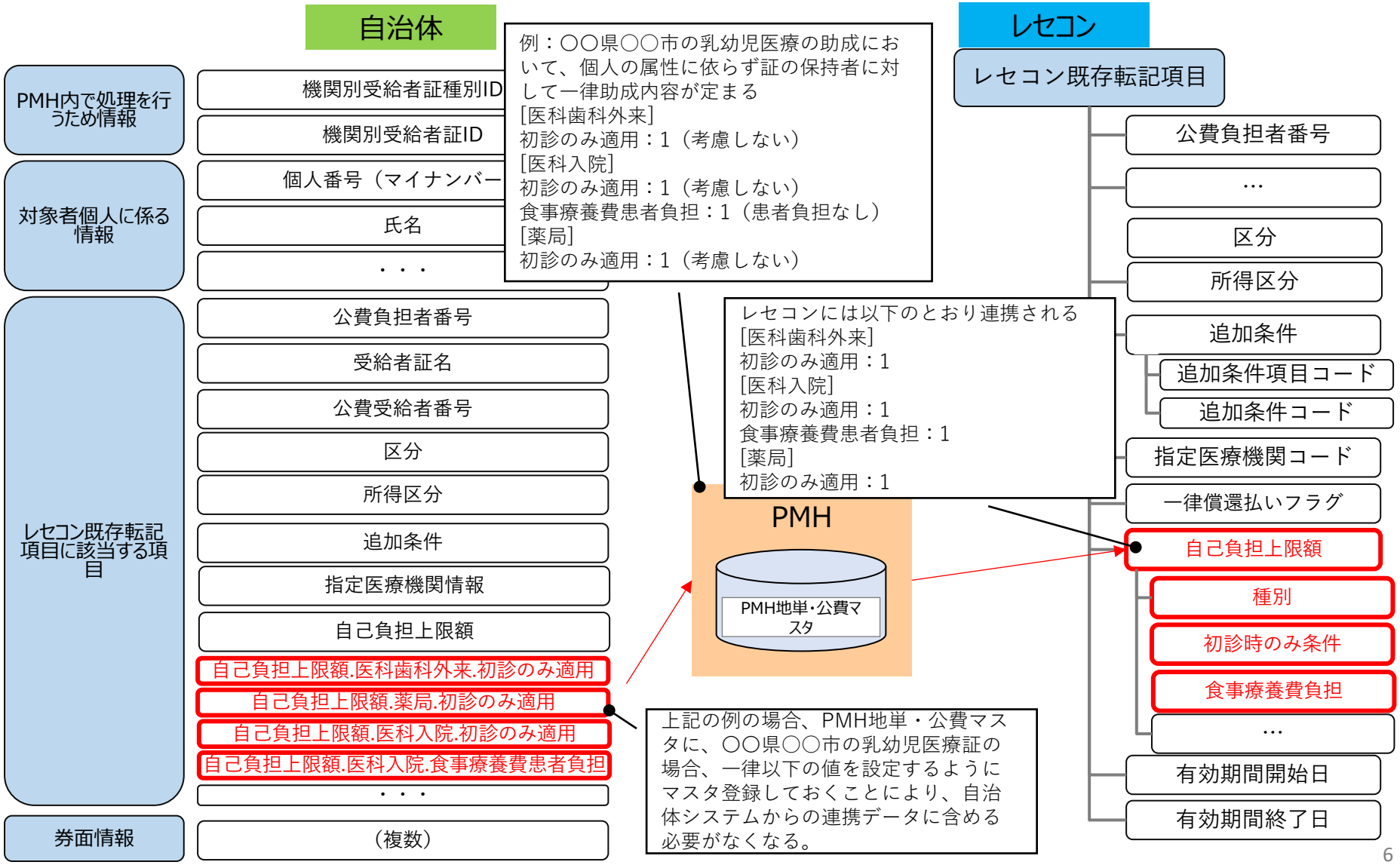

マスタ更新時における登録フロー

PMH制度マスタやPMH地単・国公費マスタに更新が生じた際には、速やかに自治体又は自治体ベンダが更新データを提出し、マスタ管理者※1にてマスタをアップデートする。

（マスタ更新時スケジュール例）

	月	火	水	木	金
1週目	更新希望の３週前の木曜日までに更新事項を記載した申請書をマスタ管理者※1へ提出				
2週目					
3週目					制度関連マスタ（HP掲載）
4週目				（原則）マスタ更新依頼受理後、翌週金曜日にデジタル庁HPに掲載します	
5週目	更新完了報告をマスタ管理者※1より受領 修正後マスタでの連携が課可能となる				

注意事項

・処理の関係上、金曜日以降は翌週の取扱いとします

・申請書等の提出後に修正等が発生した場合、、想定より更新にお時間をいただく可能性がございます

※1　マスタ管理者はデジタル庁およびPMH保守運用担当ベンダを指す。

デジタル庁
Digital Agency